学校いじめ防止基本方針

新居浜市立中萩中学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

本基本方針は、本校が生徒の尊厳を保持するために、地域・家庭・関係諸機関と連携しながら、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法、第 11 条第 1 項の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために定めるものである。

１　いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1)　いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるように、学校内外を問わず、いじめ撲滅に向けて努めなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、全教育活動を通じて教育していく必要がある。その際には、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるよう継続した指導が不可欠である。

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しながら、地域・学校・家庭・関係諸機関が連携し、いじめ問題の克服を目指して行われなければならない。

(2) いじめの定義

いじめ防止対策推進法（第２条）において「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形成的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。また、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されないように努めなければならない。たとえば、いじめられていても本人が報復等を恐れて否定する場合も多い。当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなど組織としての情報交換等をしながら確認する必要がある。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）

等、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

(3)　いじめ問題への理解

ア　いじめの構造

○　被害者　：　いじめを受けている子ども
○　加害者　：　いじめている子ども
○　観　衆　：　周りではやし立てる子ども
○　傍観者　：　見て見ぬふりをする子ども
○　仲裁者　：　いじめを抑止する子ども

イ　いじめる側の心理

○　心理的ストレス
　過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする。
○　集団内の異質な者への嫌悪感情
　凝集性が過度に高まった学級集団などにおいて、基準から外れた者に向けられた嫌悪感や排除意識
○　ねたみや嫉妬感情
○　遊び感覚やふざけ意識
○　いじめの被害者になることへの回避感情

２　いじめ防止等のための対策の内容に関する事項(未然防止のための取り組み等)

(1)　学級経営の充実

○　いじめを絶対に許さないという教師と生徒との共通理解
○　生徒一人一人を大切にした学級づくり
○　規律と活気のある学級集団づくり
○　学級のルールを守らせる毅然とした指導の徹底と継続
○　正しい言葉遣いと人権意識の欠けた言葉遣いへの指導の徹底
○　教師の言動、態度がいじめを助長する危険性があることへの理解
（「教師の何気ない一言、かすかなうなづき、いや黙って聞き流すことさえも加害者には千万の味方を得た思いである」：　精神医学者　中井久夫　）
○　積極的な生徒に関する実態把握
　上記の点に重点を置きながら、一人一人の生徒に目を配り、生活記録（飛翔）を通じた日記指導等を活用しながら、生徒理解に努める。また、配慮を要する生徒を学級経営の中心におき、適宜声を掛け、人間関係の構築に努める。生徒の行動の奥にある生育歴や生活背景を理解した上で、温かい人間関係づくりに努め、お互いのよさを認め合い、助け合える雰囲気作りに努める。
　また、学級通信などを通して、家庭との連携をとり、いかなる時にも協力を依頼できる関係作りに努めることが大切である。

(2)　人権・同和教育の充実

　すべての生徒に同和問題やさまざまな人権問題についての正しい理解と、人権に関する問題を自分たちの手で解決していこうとする使命感を持たせること

により、いじめの原因となる差別や思いやりのない行動について考えさせ、いじめ問題解消に向けての行動力を養う。

また、仲間意識を育てる集団づくりに努め、生徒の悩みや願いを基にして、すべての教育活動の中で一人一人が認め合い、戒め合い、支え合える集団づくりを目指す。教育相談や家庭訪問・日記・作文などを通して、悩みや願いを把握する。

人権・同和教育を通じて、生活の中の不合理や矛盾・差別に気づき、みんなの力で解決していく能力や態度を育てることで、集団として、いじめ防止に取り組む雰囲気作りに努めていかなくてはならない。

(3) 道徳教育の充実

〇 自他の生命・人権を大切にする指導の充実
〇 いじめを絶対に許さない心情を高める授業の積み重ね
〇 人権・同和教育と関連した道徳的実践力の育成

上記の３点に重点を置き、社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進する。このため、道徳教育用教材の活用や道徳教育に関する教職員の指導力向上のために研究授業等、研鑽に努める。

(4) 体験活動の充実

生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等を育むため、各教科等において、朝の読書活動や対話・創作・表現活動等を取り入れた教育活動を推進する。特に、本校特有の空き缶アートにおいて、１つの作品を全校生徒で協力しながら作り上げ、共に充実感を味わうことのできる創作活動は、いじめを生まない土壌づくりに効果的である。

(5) 生徒の主体的な活動

生徒会において、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動や目安箱を設置して、生徒同士で悩みを聞き合う活動を更に充実させていく。

(6) 分かる授業づくり

〇 楽しく、わかる授業による基礎学力の定着
〇 達成感、自己存在感、共感的な人間関係を感じることができる授業づくり
〇 伝え合い、高め合う活動によるコミュニケーション能力の育成

(7) 特別活動の充実

〇 自己存在感、人間関係の深化を図る学校全体での取り組み
〇 努力、苦労、達成感、感動体験の共有
〇 中萩中学校の生徒であることへの誇りをもたせる活動の充実

(8)　相談体制の整備

○　学期ごとに行う教育相談週間の設定
○　スクールカウンセラーの活用
○　報告・連絡・相談活動の徹底

いじめに関する相談機関

○　いじめ相談ダイヤル２４（愛媛県教育委員会）
　　０５７－００７－８３１０
○　愛媛県いじめ問題対応（愛媛県教育委員会）
　　０８９－９１２－２９６２
○　愛媛県総合教育センター教育相談
　　０８９－９６３－３９８６
○　いじめ１１０番（新居浜市教育委員会）
　　０１２０－１０－４７７４
○　あすなろ教室（新居浜市教育委員会）
　　０８９７－３７－７４７４

(9)　インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

○　校内放送や啓発プリント等による継続的な呼びかけ
○　正しい知識と情報モラルを身に付けさせるためのインターネット安心講座の開設
○　ＰＴＡ活動における保護者向け講座の開設

(10)　発達障害に対する共通理解

○　定期的に行われるケース会議
○　職員会議で常に行われる情報交換による共通理解
○　特別支援コーディネーターによる職員研修

(11)　保護者への啓発

○　毎月、配布する生徒指導通信「玉成」を活用した啓発活動
○　ＰＴＡ活動で行うインターネット安心講座等
○　いじめに関する相談機関の周知

(12)　学校相互間の連携協力体制の整備

○　各中学校の生徒指導主事が相互に行う情報交換
○　小・中生徒指導主事間の情報交換、中学校区による情報共有

３　いじめの早期発見（いじめを見逃さない・見過ごさないための手だて等）

（1）　校内の指導体制の確立

早期発見

生徒、保護者、地域からの訴え
学級担任や部活動顧問による発見（生徒の様子、持ち物、飛翔、相談等）
教職員からの情報
いじめアンケートによる把握（毎月１回）
校内生徒指導委員会での情報交換（月１回）　など

⇩

学級担任

⇩ **【報告・連絡・相談】**

学年主任、学年団の教師、生徒指導主事、部活動顧問

⇩ **【報告・連絡・相談】**

校長、教頭、主幹教諭、養護教諭、ハートなんでも相談員

⇩

早期対応に向けて

（2）　アンケート等調査の工夫

○　月に一度、生徒・保護者用いじめ調査『絆アンケート』の実施
○　嬉しかったことを書く欄を設け、心あたたまる内容のものは全校生徒へ公開

(3)　早期発見のためのチェックリスト

いじめの早期発見チェックポイント

■　登下校時
遅刻、欠席が増えた。
始業時間ぎりぎりの登校が目立つ。
表情がさえず、うつむき加減で、挨拶をしなくなる。
特に用事もない（と思われる）のに、教職員に近づいてくる。
一緒に登下校する友人が違ってくる。

■　朝の会
準備物や宿題の忘れ物が増えた。
頭痛、腹痛を頻繁に訴えたり、保健室に行こうとしたりする。
欠席・遅刻・早退の理由を明確に言わない。

■　授業中
保健室やトイレに頻繁に行くようにする。
授業道具等の忘れ物が目立つ。
決まった場所と違う席に座っている。（座らされている？）
班にした時に、隣や前の生徒と机を離している。離されている。
所持品や机に落書きをされている。
正しい意見を発表しても、反対されたり、指示されなかったりする。
他の生徒から発言を強要されたり、突然個人名が出たりする。
球技の際に、パスをされなかったり、パスが集中したりする。

■　休憩時間・昼食時・清掃時
休み時間や昼休みは、一人で過ごしていることが多い。
所持品が壊れたり、なくなったりする。
体操服や給食のエプロンが破られたり、靴を隠されたりする。
掲示物に落書きをされたり、画鋲でいたずらをされたりする。
掃除の時、机と椅子が運ばれずに、放置されている。
掃除が終わっているのに、後片付けを一人でしている。

■　帰りの会、放課後
用事がないのに、担任や学年室の周りにいる。
配布したプリント等が特定の子に渡らない。
班ノートや学級日誌に何も書かなくなる。
あわてて下校する。または、いつまでも学校に残っている。

４　いじめに対する措置（早期対応、認知したいじめに対する対処等）

（1）　被害生徒等の保護

何よりもまず､いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒を保護し、安全・安心を確保する。

（2）　事実確認

○　具体的事実を詳しく、時系列で整理（文章化）する。

○　具体的事実と確認できない周辺情報は区別する。

○　前学級担任、部活動顧問など、当該生徒に関係する全ての教職員から情報収集する。

○　同じ時間帯に、個別に聞き取りを行う。

○　被害者と加害者を二人だけで一緒の場所に待機させることのないようにする。

○　必要に応じて、保護者への事実確認を行う。

（3）　校内生徒指導委員会（臨時）

○　校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、当該学年主任、当該学級担任、部活動顧問、養護教諭で指導方針を決める。

○　臨時の職員会を設け、全教職員の共通理解を図る。

○　教育委員会、関係諸機関との連携を図る。

（4）　生徒への指導

○　被害者を保護し、心の痛みや思いを共有しながら、「絶対に守る」という意志を伝えて、心配や不安を取り除く。

○　全校生徒に「学校はいじめを絶対に許さない」ということを明確に伝える。

○　加害者には被害者の心の痛みや思いを考えさせるとともに、「いじめは絶対に許されない行為である」ことを理解させる。

○　加害者が思いやりや自己存在感を高めることができるように支援すると同時に、加害者の置かれている背景にも留意する。

○　場合に応じて、学年指導や全校指導を行う。

（5）　保護者への対応

○　直接、保護者に会って話をする。

○　事実確認で把握した内容を丁寧に説明する。

○　「学校はいじめを絶対に許さない」という強い認識と学校の指導方法を伝える。

○　生徒の家庭での様子について聞き取る。

（6）　事後の対応

○　謝罪の場を設け、被害者とその保護者の心の痛みや思いを加害者とその保護者に伝え、今後、よりよい人間関係を構築することができるように支援する。

○　形式的な問題解決にしないよう継続的な指導や支援を行う。

○　ハートなんでも相談員などのカウンセラーを活用し、被害者の心のケアに

あたる。

(7)　関係者に対する具体的な対応

ア　被害者に対して

○　心の痛みや悔しさを十分に受け止める。

○　「学校はいじめを許さない。絶対的な味方である」ということをしっかり伝える。

○　具体的な支援の仕方を説明し、生徒の心配と不安を取り除く。

○　保護者や関係諸機関と連携しながら、心理的なケアを行う。

イ　加害者に対して

○　いじめの事実、理由、背景を聞き取り、時系列で確認をする。

○　被害者の心の痛みと思いに気付かせ、「いじめは絶対にしてはいけない」ことを理解させる。

○　いじめ問題の解決に向けた支援を行う。

○　保護者や全教職員と連携しながら、経過観察を行う。

ウ　傍観者に対して

○　いじめの事実、傍観するに至った理由、背景を聞き取り、時系列で確認をする。

○　被害者の心の痛みと思いに気付かせ、「いじめは絶対にしてはいけない」ことを理解させる。

○　傍観者もいじめに荷担している加害者であることを理解させる。

○　保護者や全教職員と連携しながら、経過観察を行う。

エ　被害者の保護者に対して

○　いじめの事実を正確に伝える。

○　「学校はいじめを許さず、被害者は絶対に守る」という認識を伝える。

○　学校の指導方針・方法を伝える。

○　家庭と連携を深めながら、経過観察にあたる。

オ　加害者の保護者に対して

○　いじめの事実を正確に伝える。

○　「いじめは絶対に許されない」ということを伝える。

○　学校の指導方針・方法を伝える。

○　今後の指導や支援について、ともに連携しながら問題解決にあたる。

カ　傍観者の保護者に対して

○　いじめの事実を正確に伝える。

○　「いじめは絶対に許されない。傍観者も被害者にとっては、加害者と同じ」ことを伝える。

○　学校の指導方針・方法を伝える。

○　今後の指導や支援について、ともに協力しながら問題解決にあたる。

キ　学級において

○　教師は「いじめを絶対に許さない」という毅然とした姿勢を示すとともに、学級全体の共通認識として押さえる。

○　いじめを自分自身のこととして受け止めさせ、問題解決に向けて学級全体で話し合う。
○　一人一人の自己存在感が高まる学級の雰囲気づくりを積み重ねる。
○　学級経営、学校行事などを通して、よりよい人間関係づくりと未然防止に努める。
○　詳細な記録を時系列で正確に残しておく。

５　いじめの防止等の対策のための組織の設置

(1)　名称『いじめ問題対策委員会』
(2)　構成員：校長、教頭、主幹教諭、各学年主任、養護教諭、生徒指導主事
(3)　未然防止に向けた研修

ア　いじめに対する考え方とその姿勢

○　いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であることを十分に認識する。また、日頃から、児童生徒が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めること。
○　いじめが生じた際には、学級担任や部活動顧問等の特定の教員が抱え込むことなく、学年・学校全体で組織的に対応する。 学校内においては、校長のリーダーシップの下、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、協力して対応する。
○　事実関係の究明に当たっては、当事者だけではなく、保護者や友人関係等からの情報収集を通じ、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。なお、把握した生徒等の個人情報については、その取り扱いに十分に注意すること。
○　いじめの問題については、学校のみで解決することに固執せず、学校内においていじめを把握した場合には、速やかに保護者及び教育委員会、その他関係諸機関に報告し、適切な連携を図る。
○　保護者等からの訴えを受けた場合には、謙虚に耳を傾ける。その上で、共に解決する組織作りを行い、関係者全員で真摯に対応していく。
○　学校におけるいじめへの対応方針、指導計画等の情報については、生徒指導通信等で家庭や地域へ積極的にお知らせし、保護者や地域住民の方々への理解を図るように努める。
○　「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を全教職員が強くもつと同時に、学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底する。
○　いじめを続ける生徒に対しては、出席停止や警察への通報等の措置を含め、毅然とした指導を行う。
○　いじめられている生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。
○　いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気が付かないところでいじめが続いている場合も少なくない。継続した注意を十分に払い、適宜必要な指導や助言を行う。

（４） 日頃から、気をつけておくこと

① 毎日の子どもの言動に関心をもって生活（観察）をする。
（朝一番の顔色や言動を見逃さない。腕等のあざなどにも気を付ける。）
② しっかりと目を見て挨拶・会話をする。
③ 本気で接する。 （しっかり褒め、はっきり叱る。）
④ 適切な褒め言葉と叱り言葉を心がける。 （タイミングを逃さない。）
⑤ 心に響く（届く）言葉を工夫する。 （誕生日は忘れずに伝えるなど）
⑥ 場面指導は、最初が肝心。
（注意や説明は、簡潔・具体的に 『はっきり ばっさり あっさり』）
⑦ 表面上の言動だけで判断せず、その背景をしっかり把握・掌握してから指にあたる。（興奮している生徒が指導中にその場を離れる → 本人が無意識にクールダウンしようとしている場合がある。「待ちなさい！」と追いかけると・・・）
⑧ 口先だけやその場しのぎの対応をしない。
⑨ 叱った後のフォローをしっかりとする。 （ご機嫌をとるのではない。）
⑩ 言動一致を心掛ける。（大人の背中を見て子は育つ。）
⑪ 価値観・指導基準を統一する。
（相手やその日の気分で対応を変えない。ブレた対応をしない。）
⑫ 間違い・誤解が判明したら、素直に非を認め謝る。
⑬ 子どもとの約束は必ず守る。
⑭ 子どもの心を開くには、まずこちらから。
⑮ 子育ては、大人育ち。（常に向上心をもつ。）
⑯ 子どもに指示（要求）することは大人も実践する。
⑰ 見て見ぬふりをしない。
⑱ 誰に対しても平等に接する。
⑲ ＷＩＴＨの精神を励行する。（共に活動し、その心情を体感する。）
⑳ 子どもの頑張りに対して、大いに感動する。
㉑ 関係者（教員・保護者等）との信頼関係を構築する。

６ 重大事態への対処

（1） 重大事態とは

○ いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき：児童生徒が自殺を企図した場合等
○ いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
不登校の定義を踏まえ年間３０日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手

(2)　調査組織『いじめ問題調査委員会』の設置

ア　構成員

校長、教頭、主幹教諭、該当学年主任、該当学年生徒指導担当、該当生徒学級担任、養護教諭、生徒指導主事、学校評議員、教育委員会担当者、必要に応じて外部専門家等を加える。

イ　対応

児童生徒の保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

ウ　報告

重大事態が発生した場合、管理職を通して、教育委員会へ報告。重大事態に至るまでの経緯や対応は、必ず時系列でまとめておく。

エ　調査

その事案が重大事態であると判断したときは、調査を行うための組織を立ち上げ、対応策を図る。その際、アンケート等を用いて、以下の点を可能な限り明確にする必要がある。

〇　重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）行われたか。

〇　誰から行われたか。

〇　どのような態様であったか。

〇　いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか。

〇　学校・教職員がどのような対応をしたか等。

生徒の入院等で、いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、関係者への聞き取りはもちろん、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査を行う。

オ　調査結果の提供・報告

いじめを受けた生徒及び保護者に対し、事実関係等、その他必要な情報を適切に提供する責任がある。また、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又は保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する必要がある。

平成２９年１１月１５日改定